

国鉄改革完遂！  
当たり前の労働運動  
を前進させよう！

J R 東海労に  
結集しよう！

J R  
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部  
静岡市葵区黒金町 68

NTT 054-284-3608

FAX 054-283-6365

発行責任者 山本繁明

2015年5月22日 No. 44

# 掲示物は憲法で保障された 正当な組合活動だ！！

地本情報を会社が職場の組合掲示板から撤去した事を、静岡地労委が不当労働行為であると認めた救済命令に対し、会社が不服として取り消しを求めている裁判の第2回口頭弁論が、5月14日静岡地裁において行なわれました。

私達J R東海労は傍聴を含めた20名で参加し、法廷では、原告J R東海会社に訴えられた静岡県側の補助参加人として、「会社は施設管理権を盾にして掲示物撤去は問題ないと主張しているが、掲示物は憲法で保障されている正当な組合活動である。形式的に論じられるべきではない。裁判所には、適切な判断を期待している！！」と、訴えました。



裁判終了後、報告集会を開催して裁判所に提出した60歳以降の雇用の問題に対する苦闘も訴えた準備書面の内容を全体で確認し、今後の闘いに向けての意思統一を行いました。正当な組合活動を守るために、更に奮闘していきましょう！！

**第3回口頭弁論は8月20日 13時30分です**